

集団的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）について

1. 背景・経緯

- ・少額同種の被害が多発するという消費者被害では、費用及び労力との見合いから、個々の消費者が自ら訴えを提起して被害回復を図ることを断念しがちであること。
- ・特に悪質な事案では、加害者の資産の隠匿・散逸により、被害回復が困難になることがあること。

などから、これらを踏まえた集団的消費者被害の回復制度等の在り方について検討するための調査・研究をしていく必要がある。

また、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）においても、「父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進めることも重要である」と指摘されているところである。

2. 研究会の開催

国民生活局長の私的研究会を開催し、様々な意見を聴取する。

3. 調査・研究の対象

- ・集団的消費者被害の回復等に関し、関連する我が国における現行制度（民事、刑事、行政手続）及び諸外国（米国、ドイツ、フランス等）の制度の内容及び運用状況について調査。
- ・制度の在り方として、考えられる選択肢及び論点の意見交換を行う。

（参考）

○消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）

4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能

（3）消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

「・・・上記の新法に加え、父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進めることも重要である。」